

静岡海区漁業調整委員会指示第5-5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、定置漁業の保護区域の設定について、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 定置漁業の保護区域を以下の様に定める。

免許番号	漁業種類	漁業の時期	保護区域
定第1号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位133度500メートルの点 エ ウから真鶴岬見通し線上2,000メートルの点 オ 大黒崎北端
定第2号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、オ、エ、ウ、キ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位117度500メートルの点 エ ウから真鶴岬見通し線上1,500メートルの点 オ 沖根 カ 初川 キ ウから魚見崎烏帽子岩東端を見通す線上300メートルの点
定第4号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位355度500メートルの点 エ ウから熱海市上多賀二ツ根見通し線上1,700メートルの点 オ 熱海市下多賀宮川河口
定第5号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位63度500メートルの点 エ ウから熱海市上多賀二ツ根見通し線上2,000メートルの点 オ アから熱海市上多賀丸山見通し線上2,000メートルの点
定第6号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位99度500メートルの点 エ ウから熱海市伊豆山大黒埼見通し線上1,500メートルの点 オ エから床根見通し線とアから真方位9度の線と交わった点
定第7号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位30度500メートルの点 エ 尾根 オ 間通島
定第8号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位90度500メートルの点 エ 伊東市富戸長根先端から真方位90度500メートルの点 オ 伊東市富戸長根先端

定第9号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 伊東市八幡野赤沢境海岸 イ ウから日蓮崎見通し線上1,000メートルの点 ウ 魚捕台から真方位131度500メートルの点 エ ウから穴切見通し線上500メートルの点 オ 東伊豆町大川滝下
定第10号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 東伊豆町大川滝下 イ ウから赤沢崎見通し線上1,650メートルの点 ウ 魚捕台から真方位94度500メートルの点 エ ウから稲取岬見通し線上500メートルの点 オ 東伊豆町北川穴切西根
定第11号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、オ、エ、ウ、キ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位135度500メートルの点 エ ウから稲取岬見通し線上2,000メートルの点 オ 稲取お船石 カ 河津町竜神鼻先端 キ 河津町竜神鼻先端から真方位150度1,000メートルの点
定第12号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、オ、エ、ウ、キ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位128度500メートルの点 エ ウから稲取崎見通し線上2,000メートルの点 オ 河津町竜神鼻先端 カ オからアの見通し線とキから門口見通し線と交わった点 キ ウから爪木崎見通し線上1,000メートルの点
定第13号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 南伊豆町妻良つのの口島南端 イ アから真方位264度600メートルの点 ウ 宇留井島南端 エ 南伊豆町子浦抱石
定第15号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のカ、ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位108度500メートルの点 エ ウから向田川見通し線上2,000メートルの点 オ 静岡市清水区由比今宿由比港西突堤西南端 カ イからアを見通した線と最大高潮時海岸線と交わった点
定第16号	ぶり、あじ、 さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	次のカ、ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 垣網元 イ 魚捕台 ウ イから真方位61度500メートルの点 エ ウから静岡市葵区谷津山山頂アンテナ見通し線上1,500メートルの点 オ 焼津市田尻北石津境 カ イからアを見通した線と最大高潮時海岸線と交わった点

2 1の保護区域内においては、許可漁業（静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第4条に規定する漁業）は操業してはならない。ただし、漁業権者の同意を得て操業する場合は、この限りではない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。